

東京都自立支援協議会の第9期テーマ及び活動方針（案）等について

東京都自立支援協議会の第8期までの活動を踏まえ、第9期のテーマを設定する。第9期テーマのもと、令和7年度活動方針を定め、情報発信・情報共有のツールを活用して、令和7年度の活動を行う。

1 第9期のテーマ（案）

**合理的配慮により当事者参画を推し進め、
都全体の相談支援体制拡充のため協議会間の連携強化を図る。**

（設定理由）

第8期は、当事者参画推進と協議会活性化をテーマに据えて活動を行ってきたが、当事者参画は合理的配慮によって推し進められることがわかってきた。一方、国は、障害者総合支援法の改正により、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を義務化し、全国ブロック会議において基幹相談支援センターと地域活動支援拠点等、自立支援協議会という3要素が相談支援体制を拡充するうえで重要であることを示している。

そこで、この2つの要素を盛り込み第9期のテーマとする。

2 令和7年度活動方針（案）

当事者が望む地域生活を支える相談支援とは何かを考える。

（設定理由）

第8期の活動を踏まえ、当事者が望む地域生活に焦点を当てつつ、相談支援の先進的な取り組みを共有することを、活動方針に据える。

3 令和7年度活動計画とグループ体制（案）【資料4、資料5】

第8期は、「当事者参画推進グループ」及び「協議会活性化グループ」に分かれて、それぞれの立場から企画等に携わることとしたが、棲み分けが明確にならない面があった。

令和7年度は、当事者参画を根本に協議会活動を活性化することを主眼とした「協議会活性化グループ」、相談支援体制をどのように拡充していくかということに着目して検討を進める「相談支援体制推進グループ」をおき、情報発信・情報共有のツールを活用した年間活動に携わるものとする。

また、活動の考え方は、活動方針を年間通してのテーマと位置付け、グループメンバーは、「協議会活性化グループ」は当事者委員を中心とし、「相談支援体制推進グループ」は支援者を中心に編成する。